

相模原市宮峰山霊園

令和4年度 公募のしおり 一般墓所（返還墓所）・樹林型合葬式墓所（第2期）

※一般墓所は、返還された使用済みの区画となります。

最後まで、よくご覧になってからお申込みください。

目次

■令和4年度一般墓所（返還墓所）・

樹林型合葬式墓所（第2期）公募の概要 1

■一般墓所（返還墓所）・樹林型合葬式墓所（第2期）公募数 2

■【一般墓所】申込みできる人・申込区分、注意事項 3～4

■【樹林型合葬式墓所】申込みできる人・

申込区分、注意事項 5～7

■申込みから抽選結果のお知らせまでの流れ 8

■当選者の手続きについて 9

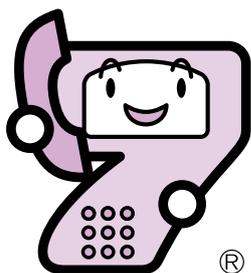
■峰山霊園普通墓所・芝生墓所における墳墓等の設置基準 10～11

■樹林型合葬式墓所における焼骨の容器基準 12

■申込書の書き方 13～15

■申込書類・峰山霊園区域図 18

公募に関する問い合わせ先



相模原市コールセンター

☎042(770)7777

午前8時～午後9時（年中無休）

※詳細なお問い合わせは、公園課に取り次ぐ場合があります。

相模原市

令和4年度の市営霊園公募は、**峰山霊園**の一般墓所（返還墓所）と樹林型合葬式墓所（第2期）を行います（柴胡が原霊園及び峰山霊園墓石付き芝生墓所・慰霊碑型合葬式墓所の公募はありません）。

墓所種別（一般墓所又は樹林型合葬式墓所）により、申込条件等が異なりますので、このしおりを最後までよくご覧になってから、お申込みください。

※申込期間：令和4年9月1日（木）～9月30日（金） 消印有効

※申込方法：このしおりの18ページに綴じ込まれている専用の申込書により、必ず**郵送**でお申込みください。

複数の墓所種別又は申込区分への申込みはできません。

生前のみの公募は、当面の間中止します。

今回公募する墓所形態の概要

峰 山 霊 園

普通墓所（永年使用）※4㎡又は2.5㎡

区画された更地に納骨施設（カロート）のみ設置されています。墓碑、囲障等は本人負担です。

※返還された使用済み区画です。



※区画の一例

芝生墓所（永年使用）※4㎡又は2.5㎡

芝生地に等間隔に納骨施設（カロート）のみ設置されています。囲障は設置できません。景観統一のため墓石等（本人負担）に制限があります。

※返還された使用済み区画です。



※使用区画はすべて市で決定します

樹林型合葬式墓所（永年使用）

樹林型合葬式墓所は、シンボルツリーを墓標とし、その下に遺骨を埋蔵する形式の墓地となります。施設には献花台と焼香台を併設します。一つの施設の中に多数の焼骨を一緒に埋葬する施設です。焼骨は許可日から20年間は骨壺で埋蔵し、その後合葬（共同埋蔵）します。

※埋蔵室・合葬室への立入りはできません。

また、埋蔵後に焼骨や骨壺を見ることはできません。

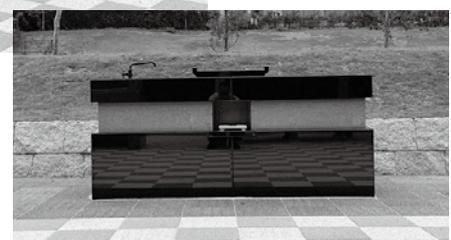
焼香や献花等の参拝は、シンボルツリー前の参拝所で行うことができます。

埋蔵者・埋蔵予定者氏名を彫刻する記名板が設置されています。（彫刻は本人負担による希望者のみ）。



※記名板

※参拝所



一般墓所（返還墓所）・樹林型合葬式墓所（第2期）公募数

○一般墓所（有骨のみ）

※ 返還された使用済み区画となります。

霊園	申込区分	区画面積	期間	公募区画数	墓所使用料	年間墓所管理料	募集区分
峰山霊園	普通墓所	2.5㎡	永年	6区画	445,000円	4,500円 ※初年度は4か月分で 1,500円となります。	有骨
	芝生墓所			9区画			
	普通墓所	4㎡		5区画	606,000円	6,500円 ※初年度は4か月分で 2,160円となります。	
	芝生墓所			16区画			

※各墓所の墓所使用料及び初年度の墓所管理料の支払いは、令和4年12月16日（金）までです。

※墓所管理料は、毎年1回お支払いいただきます。なお、当選後4月1日の時点で、使用者が市外に居住している場合の墓所管理料は、5割増しとなります。

○樹林型合葬式墓所（有骨のみ）

霊園	使用期間	申込区分	公募体数（区画数）	墓所使用料
峰山霊園	永年	有骨1体用	52体（52区画）	92,000円
		有骨2体用 （有骨1体・生前1体含む。）	124体（62区画）	184,000円

※墓所使用料の支払いは、令和4年12月16日（金）までです。

※年間墓所管理料の負担はありません。

※墓所使用料の免除や猶予の制度はありません。

※個人情報の取扱いについて

申込みの際に提出いただいた個人情報につきましては、当募集に関わることにのみ使用します。
また、収集した個人情報は、その保護に万全を期すとともに、ご本人の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません。但し、法令等により開示を求められた場合を除きます。

○申し込みできる人（申し込みには表2の証明書類が必要です。）

- 1 令和3年9月1日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること。
（外国人住民にあっては、永住者又は特別永住者であること）。
※申込日以降、許可日までの間に市外に転出した方は、使用許可が受けられませんのでご注意ください。
- 2 峰山霊園又は柴胡が原霊園の一般墓所を使用中でないこと。
- 3 合葬式墓所に埋葬される予定者でないこと。
- 4 焼骨を埋蔵する墓地がなく、表1に記載のある人の焼骨を自宅又は寺院等に仮安置していること。
※他の墓地に埋蔵している焼骨を申込むことはできません。

表1 申込者と埋蔵予定者との関係

ア	配偶者（妻又は夫）	エ	実の兄弟、姉妹（申込者が祭祀を主宰している場合に限る。）
イ	直系血族（父母、子、祖父母、孫など）	オ	内縁の夫又は内縁の妻 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。）
ウ	養父、養母、養子（養子縁組に限る。）		

※配偶者の父母等は該当しません。

※エ及びオに該当する場合は、公園課にお問い合わせください。（祭祀を主宰していることを証明する書類（葬儀の領収書のコピー等）の添付が必要となります。）

表2 証明書類

焼骨の状態	証明書	発行者
自宅又は寺院等に仮安置している場合	「死体(胎)埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵している場合	焼骨収蔵証明書（原本）	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申し込みできません。

○申込区分

次の区分を申込みください。

霊園	申込区分	区画面積	申込書の書き方
峰山霊園	普通墓所	有骨 2.5m ² 又は4m ²	13ページ記入例①
	芝生墓所		

※複数の区分への申込みおよび、樹林型合葬式墓所との重複申込みはできません。

※使用区画を選ぶことはできません。すべて市が決定します。

- 1 申込みは、一般墓所使用申込書と同封の封筒により郵送にて提出してください。(令和4年9月30日の消印があるものまで有効とします。) 窓口への直接提出は、一切お受けできません。 なお、使用区画については、すべて市が決定いたします。
- 2 申込みにあたり、次の場合はすべて無効となりますのでご注意ください。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合（住民票上の「世帯」で判断します。）
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 3 使用許可を受けた方は、1年以内に該当の焼骨を埋蔵する義務が生じます。
- 4 墓所には、焼骨、遺髪、遺品等以外のものは埋蔵できません。
- 5 各申込区分の申込者数が公募区画数を超えたときは、公開抽選により当選者及び補欠者を決定します。
- 6 公開抽選となった申込区分については、申込者1名につき抽選番号を1つお知らせします。
※申込者及びその親族が3回以上落選し、4回目以降の申込みの場合、抽選番号を2つお知らせします。
対象者の方は落選通知のコピーを申込書と一緒に郵送ください。
落選通知がない方は公園課にお問い合わせください。記録を基に3回落選したことが確認できた場合は、抽選番号を2つお知らせします。
(この場合、重複して当選はできません。樹林型合葬式墓所にこの制度はありません。)
郵送又は、申し出（連絡）がない場合には、この制度は受けられません。
- 7 抽選の結果、補欠者を選出します。
- 8 墓碑等の設置については、制限があります。「墳墓等の設置基準」(10・11ページ参照)をご参照ください。
- 9 墓所使用権は相続などの理由で承継する場合を除き、譲渡し、又は、転貸することは一切できません。
- 10 墓所使用権は、墓所使用者が死亡した日から5年又は墓所使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、承継する者がいないときは消滅します。
- 11 次の事由に該当すると、使用許可が取り消される場合があります。なお、使用の許可を受けた日以降は、使用許可が取り消された場合であっても墓所使用料及び墓所管理料を納付する義務が生じます。
 - ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - ・墓所を焼骨、遺髪、遺品等の埋蔵の目的以外に使用したとき
 - ・市長の承認を受けずに墳墓その他の設備を設置したとき
 - ・墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋蔵しないとき
 - ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき
 - ・霊園の管理上必要な措置命令に従わなかったとき
 - ・墓所管理料を3年間納付しないとき
- 12 市営霊園への出入りは自由です。墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等については、市でも注意をいたしますが、万一の事故が生じて管理上の責任は負いません。
- 13 墓碑等の設置は義務付けられているものではありません。墓碑等の設備工事を行う場合の費用は、墓所使用者の負担となります。
※普通墓所及び芝生墓所は、納骨施設（カロート）が設置されております。
- 14 申込手続・墓碑等の設置について、市の「指定業者」等はありません。
- 15 改葬・分骨での申込みはできません。

○申込みできる人

- 1 令和3年9月1日以前から相模原市に住民登録があり、以後引き続き相模原市内に居住していること（外国人住民にあつては、永住者又は特別永住者であること）。
※申込日以降、許可日までの間に市外に転出した方は、使用許可が受けられませんのでご注意ください。
- 2 上記のほか、申込区分ごとに表1の条件を満たしていること。

表1 申込区分と申込み条件

申込区分	申込み条件	表3に記載の 証明書類の添付	申込書の 書き方
有骨1体用	焼骨を埋蔵する墓地がなく、表2の人の焼骨を自宅又は寺院等に1体仮安置している方	要	14ページ 記入例②
有骨2体用	焼骨を埋蔵する墓地がなく、表2の人の焼骨を自宅又は寺院等に2体仮安置している方	要	15ページ 記入例③
	焼骨を埋蔵する墓地がなく、表2の人の焼骨を自宅又は寺院等に1体仮安置されていて、かつ、 <u>将来的にご自身のために1体利用したい方</u>	要	16ページ 記入例④

の区分で申込みの場合には、申込者及び埋蔵予定者が峰山霊園又は柴胡が原^{さいこ}霊園^{はら}の一般墓所を使用中でないこと。

※他の墓地に埋葬している焼骨を申込みすることはできません。

※複数の申込区分への申込みはできません。また、一般墓所との重複申込みもできません。

表2 申込者と埋蔵予定者との関係

ア	配偶者（妻又は夫）	エ	実の兄弟、姉妹（申込者が祭祀を主宰している場合に限る。）
イ	直系血族（父母、子、祖父母、孫など）	オ	内縁の夫又は内縁の妻 （申込者が祭祀を主宰している場合に限る。）
ウ	養父、養母、養子（養子縁組に限る。）		

※配偶者の父母、祖父母等は該当しません。

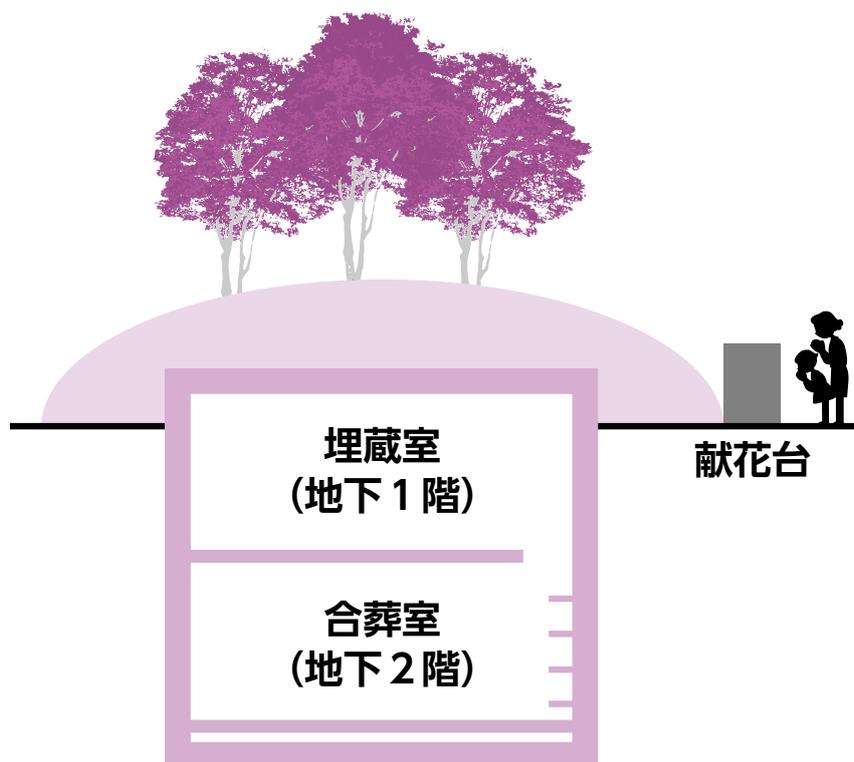
※エ及びオに該当する場合は、公園課にお問い合わせください。（祭祀を主宰していることを証明する書類（葬儀の領収書のコピー等）の添付が必要となります。）

表3 証明書類

焼骨の状態	証明書	発行者
自宅又は寺院等に仮安置している場合	「死体（胎）埋火葬許可証」のコピー	死亡届を受理した市区町村
都道府県知事又は市長の許可を受けた「納骨堂」に収蔵している場合	焼骨収蔵証明書（原本）	納骨堂管理者

※改葬許可証・死亡届など、上記以外の証明書では申込みできません。

樹林型合葬式墓所の内部の構造



※埋蔵室、合葬室への立入りはできません。また埋蔵後に焼骨及び骨壺を見ることはできません。

※焼香や献花等の参拝は、シンボルツリー前の参拝所で行うことができます。

※焼骨は、許可のあった日から20年間は埋蔵室に骨壺の状態で埋蔵し、20年経過後は骨壺から袋に移しかえ、他の焼骨と一緒に合葬室に合葬（共同埋葬）します。なお、埋蔵された焼骨および骨壺は、原則として返還いたしません。



- 1 申込みは、合葬式墓所使用申込書と同封の封筒により郵送にて提出してください。(令和4年9月30日の消印があるものまで有効とします。)窓口への直接の提出は、一切お受けできません。なお、埋蔵位置については、すべて市が決定いたします。
- 2 申込みにあたり、次の場合はすべて無効となりますのでご注意ください。
 - (1) 複数の申込区分に申込みがあった場合
 - (2) 1世帯につき2通以上の申込みがあった場合(住民票上の「世帯」で判断します。)
 - (3) 同じ焼骨について重複する申込みがあった場合
- 3 使用許可を受けた方は、墓所使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当の焼骨を埋蔵する義務が生じます。
- 4 墓所には、使用許可の対象となった焼骨以外のものは埋蔵できません。
- 5 各申込区分の申込者数が公募数を超えたときは、公開抽選により当選者及び補欠者を決定します。
- 6 公開抽選となった申込区分については、申込者1名につき抽選番号を1つお知らせします。
※樹林型合葬式墓所には、落選回数に応じた抽選番号を2つお知らせする制度はありません。
- 7 抽選の結果、申込区分ごとに補欠者を選出します。
- 8 埋蔵する焼骨の容器については、制限があります。合葬式墓所における「容器基準」(12ページ参照)をご参照ください。
- 9 墓所使用権は、譲渡し、又は、転貸することは一切できません。
- 10 次の事由に該当すると、使用許可が取り消される場合があります。なお、墓所の使用の許可を受けた日以降は、使用許可が取り消された場合であっても墓所使用料を納付する義務が生じます。
 - ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき
 - ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき
 - ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき
 - ・墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋葬しないとき
 - ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき
- 11 焼骨は、許可のあった日から20年間は埋蔵室に骨壺の状態で見せられ、20年経過後は骨壺から袋に移しかえ、他の焼骨と一緒に合葬室に合葬(共同埋蔵)します。なお、埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還いたしません。
- 12 埋蔵室及び合葬室には立ち入ることはできません。
- 13 埋蔵後、焼骨及び骨壺を見ることはできません。
- 14 有骨2体用区分で、将来的にご自身のために申込みした方は、将来的に焼骨が当該所に埋蔵されるようにあらかじめ親族等にご相談ください。(市が親族等に代わって埋蔵手続きをすることはありません)
- 15 申込手続・記名板彫刻等について、市の「指定業者」等は、ありません。
- 16 改葬・分骨での申込みはできません。

申込み

(郵送のみ受付)

令和4年9月1日(木)

↓

令和4年9月30日(金)

※**現地見学随時**

管理事務所の開所時間

8:30~17:00

- 墓所使用申込書を市指定の封筒により郵送にて提出してください。
窓口への直接の提出は一切お受けできません。
※令和4年9月30日の消印があるものまで有効とします。
- 証明書類(死体(胎)埋火葬許可証のコピー又は焼骨収蔵証明書(原本))を同封してください。(3、5ページ参照)**
※証明書類の添付がないときや条件を欠くときには、無効となる場合がありますので十分注意してください。
- 申込書郵送後は、記載内容の変更や訂正は一切できません。
- 申込書の記載において、内容が不明確な場合は無効となる場合があります。

抽選番号の通知

令和4年10月13日(木)

以降

- 申込者全員に「抽選番号通知書」を送付します。
※申込者数が公募者数に満たなかった区分の申込者には、抽選を行わない旨のお知らせを送付します。

公開抽選会

令和4年10月21日(金)

- 場所：市民会館第2大会議室(中央区中央3-13-15)
※昨年の会場「あじさい会館ホール」とは場所が異なります。
- 時間：一般墓所と合葬式墓所の抽選を午後を実施します。
※開始時間等は「抽選番号の通知」に記載いたします。
- ※**公開抽選会への来場は任意です。抽選結果に影響はありません。**
※来場される場合、駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場制限、もしくは入場規制を行う場合があります。(抽選番号通知の際、ご案内する予定です。)

抽選結果の通知

令和4年10月27日(木)

までに発送

- 申込者全員に抽選結果を郵送でお知らせするとともに、市ホームページ(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>)にも掲載します。
なお、11月4日(金)を過ぎても通知が届かない場合は、お問い合わせください。**「抽選結果の電話での問い合わせ」は固くお断りします。**
- 申込内容が、条件に該当しない場合や事実と相違する場合は、当選しても判明の時点で取消しとなりますので、十分注意してください。
- 落選通知**は、次回以降の申込み時に抽選番号を2つお知らせする制度(4ページ6番を参照。合葬式墓所は除く。)を受ける際の証明書類となりますので**大切に保管してください。**

使用許可の申請

令和4年10月28日(金)
↓
令和4年11月25日(金)

- 必要書類
 - ・使用許可申請書(当選通知に同封します)
 - ・申込者の住民票(本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)
 - ・申込者と埋蔵予定者の続柄を確認できる戸籍謄本等(死産児の場合は、母の戸籍謄本)
- 提出先 当選通知に記載します。
 ※申込日以降、市外に転出した方は、申請できません。
 ※墓所使用を辞退する場合は、11月29日(火)17時まで公園課にご連絡ください。

使用許可の決定通知

令和4年11月30日(水)
以降

- 申込資格等について審査の上、使用許可の可否について11月30日(水)以降に通知します。
 ※11月30日(水)以降の辞退はできません。墓所の返還となりますので、墓所使用料及び墓所管理料を納付する義務が生じます。

墓所使用料、墓所管理料の納付

令和4年12月1日(木)
↓
令和4年12月16日(金)

- 使用許可決定通知書に同封する納入通知書で納付してください。
- 墓所使用料、墓所管理料(一般墓所のみ)12月16日(金)までに納付されないときは、使用許可を取り消します。この場合でも、墓所使用料を納付する義務が生じますのでご注意ください。
- 一旦納付した墓所使用料及び墓所管理料は、返還しません。

使用許可証の交付

令和4年12月8日(木)
以降

※毎週水曜日に納付確認を行い、墓所使用料・墓所管理料の納付確認ができ次第、順次郵送にて交付します。

- 焼骨の埋蔵及び墓碑等の設置工事は、「墓所使用許可証」の交付を受けてから、行うことができます。

墓所の使用開始

※「墓所使用許可証」を受領次第、順次利用開始となります。

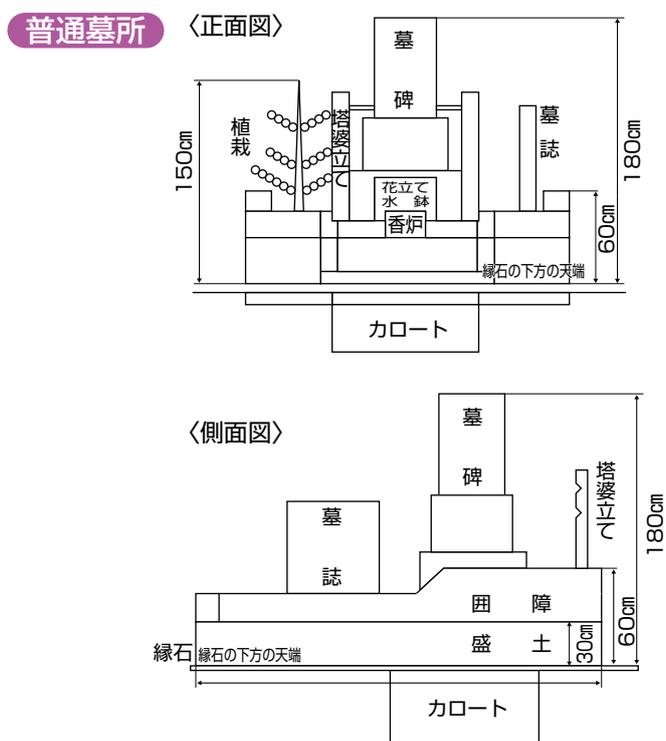
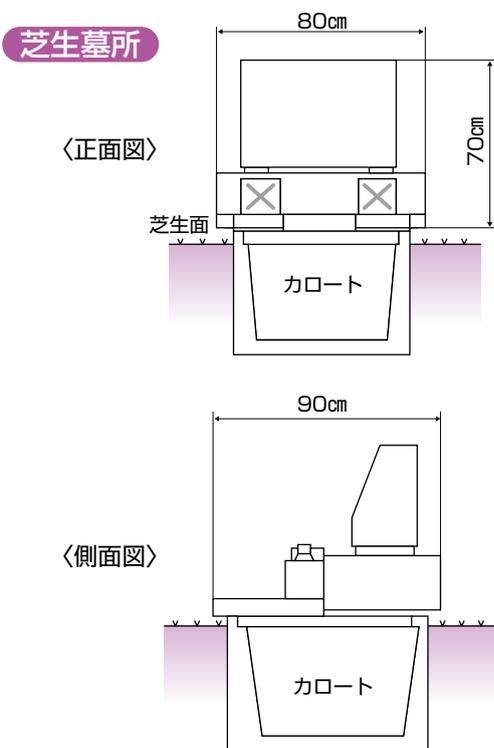
(1) 芝生墓所

区分	設置基準
設置できる墳墓等の種類及び数	墓碑、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。
墳墓等の設置場所	納骨施設(カロート)の上部とする。
墳墓等の規格	すべての設備を含めた最大寸法は、高さ70cm、幅80cm、奥行90cmとする。
墓碑への表示	墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。

(2) 普通墓所

区分	設置基準	
設置できる墳墓等の種類及び数	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌及び塔婆立ては各1基とし、花立て及び灯ろうは各1対までとし、植栽は3本までとし、並びに囲障及び盛土とする。	
墓石等の規格	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立て及び灯ろう	縁石下方部の天端(以下「天端」という。)から高さ180cm以内とする。
	植栽	天端から高さ150cm以内とする。
	囲障	天端から高さ60cm以内とし、石材、コンクリートその他これらに類する材料を用いること。
	盛土	天端から高さ30cm以内とし、土留は石材、コンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊ないように施工すること。
墓碑への表示	墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。	

基準寸法図(この図は、一般的にみられる形状の墓碑等について「設置基準」に基づき、最大寸法を示したものです。)



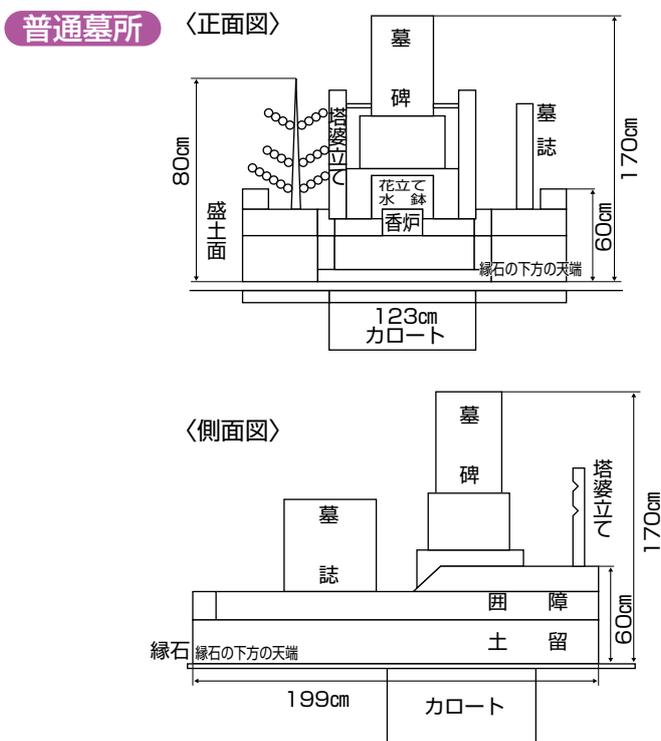
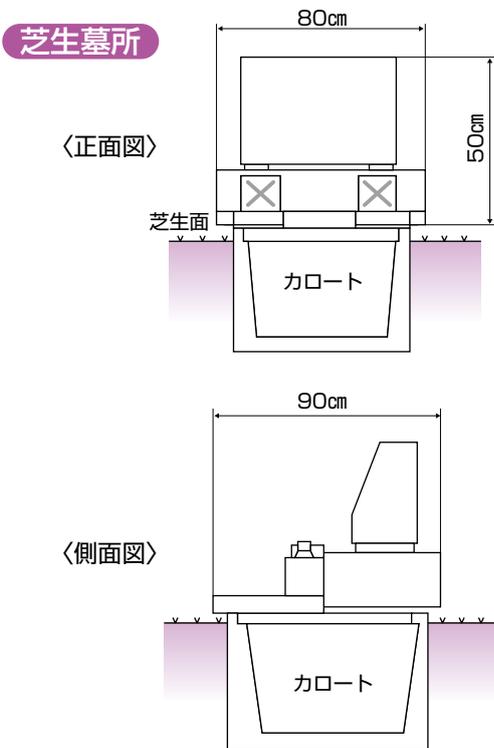
(1) 芝生墓所

区 分	設 置 基 準
設置できる墳墓等の種類及び数	墓碑、香炉及び水鉢は各1基とし、花立ては1対までとする。
墳墓等の設置場所	納骨施設（カロート）の上部とする。
墳墓等の規格	すべての設備を含めた最大寸法は、高さ50cm、幅80cm、奥行90cmとする。
墓碑への表示	墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。

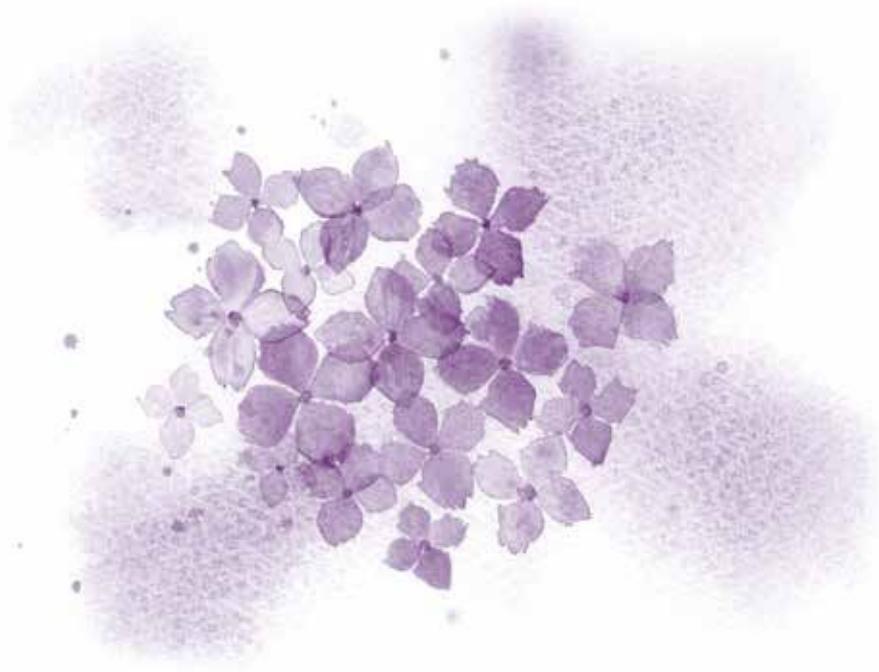
(2) 普通墓所

区 分	設 置 基 準	
設置できる墳墓等の種類及び数	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌及び塔婆立ては各1基とし、花立て及び灯ろうは各1対までとし、植栽は2本までとし、並びに囲障及び盛土とする。	
墓石等の規格	墓碑、香炉、水鉢、地蔵尊、墓誌、塔婆立て、花立て及び灯ろう	縁石下方部の天端（以下「天端」という。）から170cm以内とする。
	植 栽	天端から80cm以内とする。
	囲 障	天端から60cm以内とし、石材、コンクリートその他これらに類する材料を用いること。
	盛 土	天端から30cm以内とし、土留は石材、コンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。
墓碑への表示	墓碑に家名を表示する場合は、墓所使用者又は埋蔵されている者の姓に限る。	

基準寸法図（この図は、一般的にみられる形状の墓碑等について「設置基準」に基づき、最大寸法を示したものです）



- (1) 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- (2) 高さが27センチメートル以下であること。
- (3) 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- (4) 桐箱、骨覆等の外装を施していないこと。



申込書の書き方（記入例①）

一般墓所（有骨）

太字部分が記入していただく項目です。

【一般墓所使用申込書】		受付番号		
峰山霊園 普通墓所・芝生墓所用		受付日		
申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通墓所 (2.5m ²) <input type="checkbox"/> 芝生墓所 (2.5m ²) <input type="checkbox"/> 普通墓所 (4.0m ²) <input type="checkbox"/> 芝生墓所 (4.0m ²)	墓所形態、 区画面積を ご確認ください。		
住所	相模原市 中央 区 中央 ×-××-××			
フリガナ	サカミ タロウ			
氏名	相模 太郎			
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	5	0	年 0 4 月 0 1 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (xxx) xxxxx	自宅以外 090 (xxxx) xxxxx		

(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください。
焼骨が複数ある場合1体分のみお書きください。)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミ ハナコ			
	氏名	相模 花子			
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和 ③昭和	0	4	年 0 1 月 0 1 日
申込者 との続柄	母	焼骨の状態	<input checked="" type="checkbox"/> ①自宅に仮安置 <input type="checkbox"/> ②寺院等に仮安置 <input type="checkbox"/> ③納骨堂に収蔵		
審査欄					

《申込チェック表》

- 一般墓所に当選し、使用者となると、今後の市営霊園の公募には応募ができないことを承知している。
- 一般墓所は、返還された使用済み区画であり、使用に伴うカロートの傷や、汚れがある事を承知している。
- 申込書の申込区分にある墓所形態、区画面積については選択に間違いありませんか。

申込書の書き方 (記入例②)

樹林型合葬式墓所 (有骨 1 体用)

太字部分が記入していただく項目です。

【合葬式墓所使用申込書】	受付番号	<input type="text"/>
峰山霊園 樹林型合葬式墓所用	受付日	<input type="text"/>

申込者	申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・1体用) <input type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・2体用) *有骨1体・生前1体を含む	
	住所	相模原市 中央 区 中央×-××-××	
	フリガナ	サカミ タロウ	
	氏名	相模 太郎	
	生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	5:0
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (×××) ××××	自宅以外	090(××××) ××××

生前での申込みの場合、この欄に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の状態」は空欄としてください。
(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミ ハナコ		
	氏名	相模 花子		
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和	0:4	年 01 月 01 日
	申込者との続柄	母	焼骨の状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄				

有骨 2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ			
	氏名			
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	③昭和		月 日
	申込者との続柄	焼骨の状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵	
審査欄				

申込書の書き方 (記入例③)

樹林型合葬式墓所 (有骨 2 体用)

* 現に焼骨 2 体を所有

太字部分が記入していただく項目です。

【合葬式墓所使用申込書】

峰山霊園 樹林型合葬式墓所用

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・1体用)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・2体用) *有骨1体・生前1体を含む	
住 所	相模原市 中央 区 中央X-XX-XX	
フリガナ	サカミ イチロウ	
氏 名	相模 一郎	
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	4:0 年 01 月 01 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (XXX) XXXX	自宅以外 090(XXXX) XXXX

生前での申込みの場合、この欄に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の状態」は空欄としてください。

(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

埋蔵される者①	フリガナ	サカミ タロウ	
	氏 名	相模 太郎	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和	0:3 年 10 月 10 日
	申込者 との続柄	実父	焼骨の状態 ①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

有骨 2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ	サカミ ハナコ	
	氏 名	相模 花子	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和	0:4 年 11 月 11 日
	申込者 との続柄	実母	焼骨の状態 ①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

申込書の書き方 (記入例④)

樹林型合葬式墓所 (有骨 2 体用)

* 焼骨1体+申込者ご本人の生前1体

太字部分が記入していただく項目です。

【合葬式墓所使用申込書】

峰山霊園 樹林型合葬式墓所用

受付番号

受付日

申込区分 (いずれかに✓を記入)	<input type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・1体用)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 合葬式墓所(有骨・2体用) *有骨1体・生前1体を含む	
住 所	相模原市 中央 区 中央X-XX-XX	
フリガナ	サカミ タロウ	
氏 名	相模 太郎	
生年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ③昭和 ②大正 ④平成	10 年 10 月 10 日
電話番号 (ご連絡先)	自宅 042 (XXX) XXXX	自宅以外 090(XXXX) XXXX

生前での申込みの場合、この欄に「申込者」を記入し、「死亡年月日」と「焼骨の状態」は空欄としてください。

(死産児の場合、氏名欄には母の氏名をカッコ書きしてください)

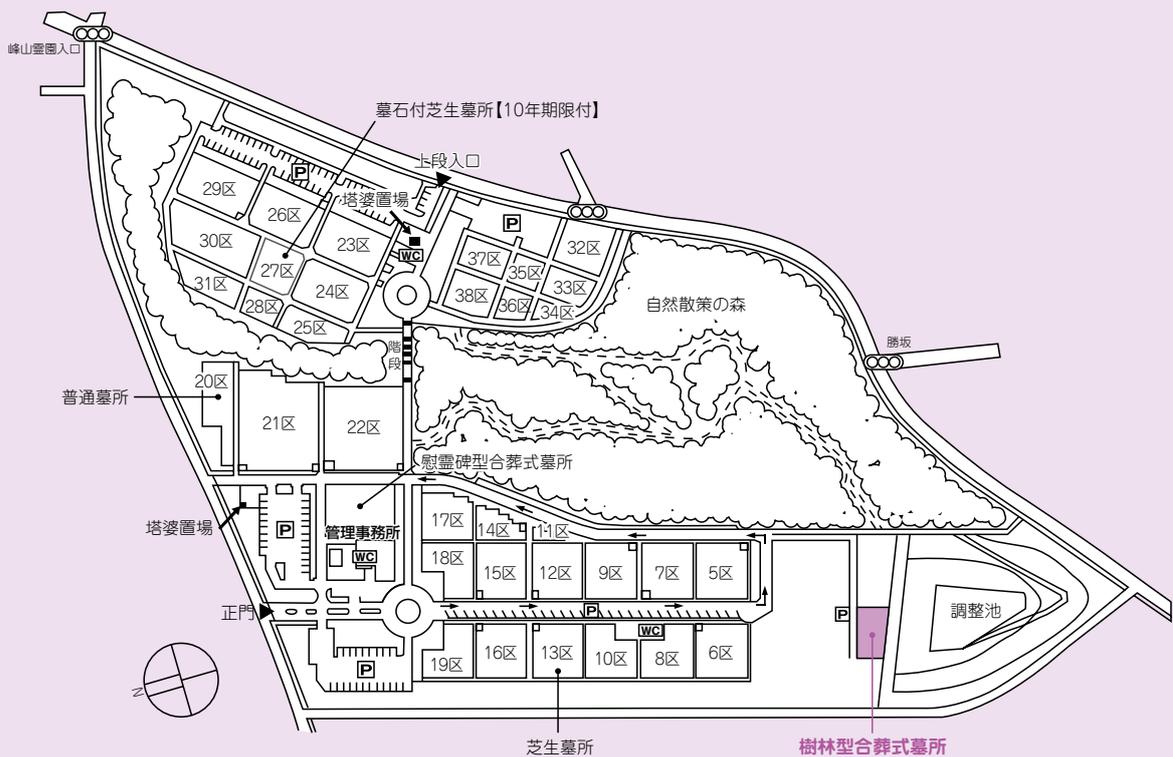
埋蔵される者①	フリガナ	サカミ タロウ	
	氏 名	相模 太郎	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ②大正 ③昭和 記入不要	
申込者 との続柄	本人	①自宅に仮安置 記入不要 ②納骨堂に収蔵	
審査欄			

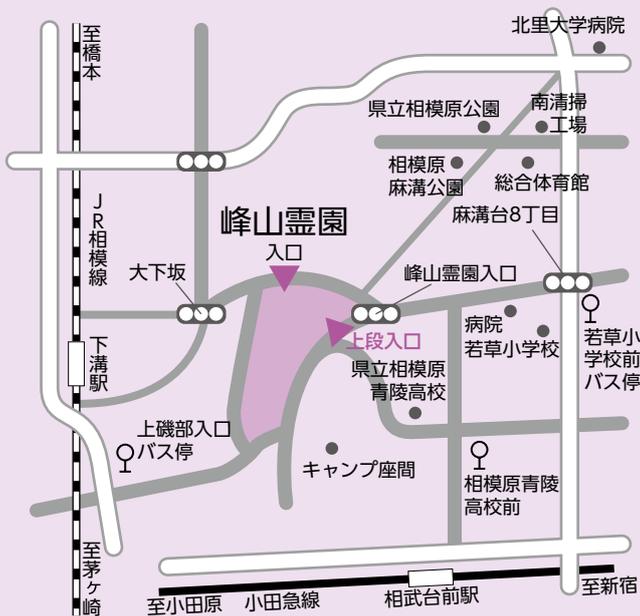
有骨 2 体用申込者のみ記入。

埋蔵される者②	フリガナ	サカミ ハナコ	
	氏 名	相模 花子	
	死亡年月日 又は 分娩年月日 (いずれかに○を記入)	①明治 ④平成 ②大正 ⑤令和	04 年 11 月 11 日
申込者 との続柄	妻	焼骨の状態	①自宅に仮安置 ②寺院等に仮安置 ③納骨堂に収蔵
審査欄			

申込書類・峰山霊園区域図

峰山霊園





峰山霊園管理事務所

所在地 相模原市南区磯部4573番地2

電話 042-777-0487

開所時間 8時30分～17時 (年中無休)

交通

【バス】

- (相27) … JR相模原駅南口発
(北里大学経由相武台前駅行)
若草小学校前下車 徒歩20分
- (小11) … 小田急線小田急相模原駅発
(相武台グリーンパーク行)
相模原青陵高校前下車 徒歩20分
- (台13) … 小田急線相武台前駅発
(総合体育館前経由北里大学行)
若草小学校前下車 徒歩20分

【鉄道】

JR相模線下溝駅下車 徒歩25分

